

# 沖縄県立具志川高等学校

## いじめ対策基本方針

### 1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条より

(定義)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2. いじめについての考え方

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- いじめられていても、本人が否定する場合が多々あることを踏まえる。

### 3. いじめ防止対策のための組織及び年間計画予定

本校「いじめ対策委員会設置要綱」より一部抜粋

(構成)

第3条 委員会は、校長を委員長とし、生徒指導委員会（教頭、生徒指導部、関係学年代表、関係 HR 担任、教育相談係）、養護教諭、必要に応じて関係生徒の部活動顧問で構成する。また、校長の判断により専門的な知識を有する者を参加させることができる。

(取組内容)

第4条 委員会は、情報の収集と実態把握・相談活動の充実を図る。その際は生徒や保護者の思いや立場に立った視点で対応するように努めるとともに、職場の指導力向上、いじめ未然防止・早期発見、いじめ事案が発生した場合の適切かつ迅速な対処ができることを目指して、次の内容に取り組む。

- (1) いじめ未然防止の体制整備及び取組
- (2) いじめの状況把握及び分析
- (3) いじめに関わった生徒に対する相談、支援及び指導
- (4) いじめに関わった生徒の保護者に対する相談、支援及び助言
- (5) 専門的な知識を有する者との連携
- (6) その他いじめ防止に係ること

【具体的取組】

【通常業務】 未然防止・実態把握の取組	【緊急時】 いじめ事案発生時の取組
○いじめ対策委員会の定期的開催 ○年間計画・活動事案の作成 ○いじめ問題の取組を保護者・地域への発信（啓発・協力要請） ○いじめの状況把握チェック・アンケートの実施・分析 ○定期的な職員間での情報交換 ○職員研修の企画・運営	○いじめ対策委員会の開催 （教育委員会・警察等関係機関との連携） ○事例に係る指導方針の決定と具体的な取組の提示・周知 （いじめ対策委員会が取組全体の中心となって組織的に対応する） ○専門的知識を有する者との連携 （児童相談所等との連携） ○保護者・家庭との連携 ○被害者・加害者に対しての対応策検討

年間計画予定

	年間計画	備考
1 学 期	4 月：いじめ対策委員会発足、拡大学年会 新入生オリエンテーション 5 月：悩み調査・いじめアンケート、三者面談 6 月：HR 情報交換会（各学年別） 7 月：リーダー研修会、職員研修 サイバー犯罪防止講話（仮）	・学年会 （毎週水曜） ・学年集会 ・全校集会 ・部活生集会 （テスト1週間前）
2 学 期	9 月：個人面談（3年生） 10月：HR 情報交換会（各学年別）、 個人面談（2年生） 11月：悩み調査・いじめアンケート	・部活動部長会 ・部顧問会 ※スクールカウンセラー 来校
3 学 期	3 月：いじめ対策委員会反省・ 次年度に向けての取組・課題等	

4. いじめの防止等に関する措置

(1) いじめ防止

いじめは、どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなる事実を踏まえ、いじめを「しない、させない、見逃さない！」対応で未然防止に、全職員が取り組むものとする。

- ①平素から全職員で共通理解を図り、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体で醸成する。
- ② HR 活動や特別活動・学校行事を通して生徒の円滑なコミュニケーション能力を育てる。

- ③いじめ問題について学び、問題を主体的に、いじめ防止を訴える取組。(LHR・学年会・全体集会等)
- ④情報モラル教育の充実(授業や講話等を利用してネット利用モラルを高める)。
- ⑤2者面談・3者面談または、教育相談・カウンセリングを通して好ましい人間関係の構築を図る。

## (2) いじめの早期発見

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷かしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれてり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

また、いじめは大人の目につきにくい時間や場所、ふざけあいを装うなど、大人の気付かない形で行われることを認識し、ささいな兆候も、いじめでないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、いじめを積極的に認知する。

- ①全職員が日頃から生徒に対して信頼関係の構築に努め、生徒の変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ②面談・教育相談等を通して生徒からの情報収集。
- ③学年会・教科会・職員会議等での情報交換や共有を図る。
- ④PTA総会・三者面談・学級懇談会、学校ホームページ等を利用し、家庭との緊密な連携協力を図る。
- ⑤必要に応じて警察・児童相談所等の外部機関と連携しながら、校内外で発生する問題行動やいじめの発覚に努める。

## (3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報共有を図り組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対して社会的の向上、人格の成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ②生徒や保護者から「いじめではないか」との相談があった場合には、早い段階からの確に関わりを持ち、知らせてきた生徒の安全確保に努める。
- ③発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、いじめ対策委員会に情報を提供し、全職員で関わる。
- ④事実確認の聴取を行う際は、複数の教職員が連携し対応する。また、必要に応じて専門的な知識を有する者の協力を経て問題解決に取り組む。
- ⑤いじめられた生徒またはその保護者への支援

- (i) いじめられた生徒の安全を最優先にし、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。生徒の心身の状態を、家庭と連携し把握するよう努める。
  - (ii) 必要に応じて専門的な知識を有する者の協力を得て、生徒の悩みや要望を積極的に受け止める支援体制を整える。
  - (iii) 保護者に対しては、問題解決に向けての情報や対応状況を継続的に連絡して、理解を求めるとともに継続的な支援を行う。
- ⑥いじめた生徒またはその保護者への支援
- (i) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめが人格を傷つける許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させて事態への反省を促す。
  - (ii) いじめに至る原因を明らかにし、いじめた生徒本人が抱える問題や背景にも目を向けて、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。一方的な断罪ではなく、多角的に人権意識についての教育的指導を行う。
  - (iii) 保護者に対しては学校の対応に理解と協力を求めるとともに、被害生徒や関係する生徒との関係修復のために必要な措置を組織的段階的に行う。
- ⑦いじめた生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが困難な場合においては、所轄警察署と相談して対処する。
- ⑧傍観者に対しても、いじめを受けた者の感情についてよく考えさせ、他者の痛みへの共感性を育てる。いじめを見て見ぬ振りをすることもまた許されない行為であることを気付かせる。
- ⑨ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダ等に対して直ちに削除する措置をとる。

#### **(4) 重大事態への対応**

いじめが原因と疑われる重大事態（生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあるとき）が発生した場合、いじめ対策委員会を中心に速やかにアンケート等を利用した聴き取りにより、事象の事実関係を明確にするための調査を行う。また、事案の全体像を把握し、可能な方策を検討して実施する。その際、再発防止にも努める。